

岡山県における強度行動障害集中的支援の実施について(R7.4開始)

1 趣旨

強度行動障害のある児者が、行動上の課題が頻発するなど状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなったケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図るもの。

2 類型

I	事業所訪問型	広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所を訪問し、事業所の支援者と協力しながら集中的支援を実施
II	居住支援活用型	状態が悪化した児者に対して、居住の場を移し（居住支援系サービス事業所を活用）、そこを広域的支援人材が訪問し、当該事業所の支援者と協力しながら集中的な支援を実施

3 加算の概要

(1) 集中的支援加算 (I) 1000単位/日 <事業所訪問型>

強度行動障害のある児者の状態が悪化した場合において、県及び岡山市（以下「県等」という。）が認定する広域的支援人材が下記対象サービス（※）の事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える。

<対象サービス>

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

※本加算を算定する事業所等は、県等が選定する広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと

(2) 集中的支援加算 (II) 500単位/日 <居住支援活用型>

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合において、集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして県等が認定する指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所、指定障害児入所施設が、他の障害福祉サービス等を行う事業所から当該障害児者を受け入れ、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※集中的支援加算(II)を算定する場合は、集中的支援加算(I)も算定可能

4 申請手続等

申請	上記3(1)の<対象サービス>の事業所等が、支給決定自治体を窓口として、申請する。 ※「居住支援活用型」については、家族等からの申請も可
申請窓口	県（児童相談所）が支給決定した障害児（入所） ➡ 所轄の各児童相談所 岡山市以外の県内市町村が支給決定した障害児者 ➡ 当該支給決定市町村の障害福祉担当課 岡山市が支給決定した障害児者 ➡ 岡山市障害福祉課
要件	① 児：強度行動障害判定表 20点以上、者：行動関連 10点以上 ※状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者 ② 計画相談・障害児相談支援を利用している場合は、サービス担当者会議で検討するなど相談支援専門員と十分な連携を図っていること ③ 居住支援活用型の支援を申請する場合は、支援実施後の居住の場を確保していること
申請書類	申請書（様式1）、同意書（様式2）、対象児者の受給者証の写し
支援期間	3カ月以内（必要と認められる場合は、改めての申請により、再度（続けて）の実施も可）

5 支給決定自治体（申請窓口）の処理

(1)	要件適合の確認	①行動関連評点（障害児：20点以上、障害者：10点以上） ※必要な場合は調査を実施
		②相談支援との連携状況
		③集中的支援実施後の居住の場の確保（居住支援活用型の場合）
(2)	支援の必要性の検討	申請事業所等への確認・検討
(3)	意見書の作成	(1)・(2)に基づき意見書（様式3）を作成
(4)	申請書等の提出	県児童相談所及び岡山市を除く市町村は、県の窓口である「おかやま発達障害者支援センター」（以下「センター」という。）に、次を提出する。
	（申請書類）	申請書（様式1）、同意書（様式2）、受給者証の写し
	（市町村追加書類）	意見書（様式3）、（参考）行動障害の状態が分かる資料（認定調査票等の写し）

6 県等の処理

(1)	調査・確認等	センターが、申請者等に必要な調査・確認等を行う。
(2)	支援推進チーム（※）の検討	申請に係る支援の対応について、協議・検討・決定する。
(3)	広域的支援人材等への要請等	広域的支援人材及び居住支援活用型施設へ支援を要請する。
(4)	申請者（事業所等）等への通知	申請者及び支給決定自治体に対して申請に係る支援の対応について通知（様式5）

※県自立支援協議会強度行動障害支援部会の作業部会

7 支援の標準的な流れ

(1)	アセスメント	広域的支援人材が、申請事業所等を訪問して、アセスメントを実施（居住支援活用型の場合は、当該施設関係者も関与）
(2)	集中的支援実施計画の作成	広域的支援人材が、事業所等と共同して計画を作成（居住支援活用型の場合は、当該施設関係者も関与）
(3)	集中的支援の実施	事業所等は、広域的支援人材の助言指導を受けながら支援を実施（居住支援活用型の場合は、集中的支援終了後に、対象者が利用する事業所等の職員も参画するよう努める。） 計画は概ね月に1回以上の頻度で見直しを行う。
(4)	集中的支援の終了	（居住支援活用型の場合は、広域的支援人材と居住支援活用型施設が連携して、集中的支援終了後に、対象者が利用する事業所等への支援の引継ぎを実施）
(5)	集中的支援実施報告書の作成	広域的支援人材が、事業所等と共同して報告書を作成（居住支援活用型の場合は、当該施設関係者も関与）
(6)	支援方法の共有等	報告書等を活用して、対象児者の支援に関係する他の事業所等と支援方法等を共有
(7)	フォローアップ	（居住支援活用型の場合）計画に定めた上で、広域的支援人材が、集中的支援終了後に、対象者が利用する事業所等への環境調整等の支援を行う。→ 加算（I）の算定が可能

8 その他

措置入所児童に係る集中的支援についても、上記に準じて取り扱うものとする。
* 措置した児童相談所を窓口申請する。（加算の基準は、上記3と異なる。）